

要件事項	<Air-NACCS/Sea-NACCS 共通> 消費税増税対応
機能概要	<変更前仕様> ・内国消費税等について、従価税率が分数の場合に、従価税の計算ができない。 ・内国消費税等について、分数での税率表示ができない。
	<変更後仕様> ・内国消費税等について、従価税率が分数の場合に、従価税の計算を可能とする。 ・内国消費税等について、分数での税率表示を可能とする。

1. 変更内容

(1) 増税後のコード体系について

増税後の税率は、以下の通りコード付与する。

運用開始日	消費税			地方消費税		
	受入科目コード	内国消費税等種別コード	税率	受入科目コード	内国消費税等種別コード	税率
現行	F	F1	4.0%	A	A1	消費税の 25/100 (25.0%)
平成 26 年 4 月 1 日	F	F2	6.3%	A	A2	消費税の 17/63 (約 26.9%)

- ① 受入科目コードについては、追加を行わない。
- ② 内国消費税等種別コードについては、税率ごとに、コードを追加する。
- ③ 増税後の地方消費税率については、小数では端数が発生してしまうため、分数で税率を管理することとする。

(2) 通関業務の変更

「輸入申告事項登録 (IDA)」業務等において、以下の変更を行う。

- ① 内国消費税等の税額算出において、従価税率が「分数」の場合でも税額算出が可能である。

IDA業務における、内国消費税等税額の算出は、以下の通り。

- ①従価税率が課税される場合
「内国消費税等課税標準額*¹×内国消費税等税率*²」を内国消費税等税額とする。
(* 1) 内国消費税等課税標準額は、1,000円未満を切り捨てた額。ただし、地方消費税の場合を除く。
(* 2) システムに登録されている内国消費税等税率。
- ②端数処理
内国消費税等税額の算出において発生した円位未満は、計算の都度切り捨てる。

欄単位の計算例 (平成 26 年 4 月 1 日以降 (合計 8%) の場合)

消費税 (F税) の課税標準額 : 1,234,000円
 消費税額 : 1,234,000円 × $\frac{0.063 (F2)}{100}$ = 77,742円 (円位未満切り捨て*³)
 地方消費税額 : 77,700円 × $\frac{17}{63 (A2)}$ = 20,966円 (円位未満切り捨て*³)
 (* 3) 申告単位の税額合計時に100円未満を切り捨てる。

- ② 税額計算については、分数税率の対応以外は変更しない。
 例) 欄単位の、消費税、地方消費税を算出し、全欄の税額を合算してから 100 円未満を切り捨てる。
 例) 地方消費税額は、消費税額が 100 円以上の場合のみ算出する。
 例) 地方消費税額の算出時は、入力された消費税 (F1、F2) に登録されている「地方消費税種別」の税率を適用し、算出する。

- ③ 内国消費税等の税率を出力する出力情報において、分数税率が出力される。

出力例（平成 26 年 4 月 1 日以降（合計 8%）の場合）

消費税（F2）	： 「6.3%」 と出力
地方消費税額（A2）	： 「17/63」 と出力

- ④ 分数税率が出力される出力情報は、以下の通り。

5_輸入通関業務

- ・ 5001_IDA 輸入申告等入力控情報
- ・ 5008_IDA01 輸入申告等変更入力控情報
- ・ 5011_MWA 石油製品等移出（総保出）輸入申告入力控情報
- ・ 5014_MWA01 石油製品等移出（総保出）輸入申告変更入力控情報
- ・ 5021_IID 輸入申告等照会情報
- ・ 5021_IID 石油製品等移出（総保出）輸入申告照会情報
- ・ 5038_OTA 輸入申告入力控（沖縄特免制度）
- ・ 5041_OTA01 輸入申告変更入力控（沖縄特免制度）情報
- ・ 5044_IOT 輸入申告照会（沖縄特免制度）情報
- ・ 5047_TKA01 一括特例申告入力控情報

9_帳票

- ・ SADDCC 等_一括特例申告控情報

オンライン業務共通設計書

- ・ D01_02_輸入許可等通知情報
- ・ D02_02_輸入申告等控情報
- ・ D03_02_輸入申告控（沖縄特免制度）情報等
- ・ D04_02_石油製品等移出（総保出）輸入許可通知情報
- ・ D05_02_石油製品等移出（総保出）輸入申告控情報等

- ⑤ 「修正申告事項登録（AMA）」業務、「関税等更正請求事項登録（KKA）」業務の対応
内国消費税等税率を入力する欄について、分数税率（「17/63」等）を入力することを可能とする。

先頭 1 桁が「F」または「A」の内国消費税等種別コードが入力された場合、以下のチェックを行う。

- ・ 「申告年月日」に入力された日付がシステムに登録されている内国消費税等種別コードの適用開始日と適用終了日が期間内であること。ただし、「特例申告年月日」に入力がある場合はチェックを行わない。

チェックは以下の項目を対象とする。

AMA 業務：「内国消費税等修正申告前種別コード」、「内国消費税等修正申告後種別コード」

KKA 業務：「内国消費税等更正前種別コード」、「内国消費税等更正後種別コード」

- ・ 1 修正申告、1 更正請求内で、複数の消費税率、地方消費税率の入力がないこと。
※修正申告または更正は複数の輸入申告分をまとめて申告するため、5%と 8%が混在する可能性がある。そのため、消費税率毎に分けて登録する必要がある。

2. 変更対象

(1) 通関業務

- ① 「輸入申告事項登録（IDA）」業務
- ② 「シングルウィンドウ輸入申告事項登録（SWA）」業務
- ③ 「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務
- ④ 「一括特例申告事項登録（TKA01）」業務
- ⑤ 「石油製品等移出（総保出）輸入申告事項登録（MWA）」業務
- ⑥ 「石油製品等移出（総保出）輸入申告変更事項登録（MWA01）」業務
- ⑦ 「輸入申告事項登録（沖縄特免制度）（OTA）」業務
- ⑧ 「輸入申告変更事項登録（沖縄特免制度）（OTA01）」業務

- ⑨ 「インボイス・パッキングリスト仕分情報登録（IVB）」業務
- ⑩ 「インボイス・パッキングリスト仕分情報仮登録（IVB02）」業務
- ⑪ 「インボイス・パッキングリスト仕分情報本登録（IVB03）」業務
- ⑫ 「修正申告事項登録（AMA）」業務
- ⑬ 「関税等更正請求事項登録（KKA）」業務

3. 特記事項

輸入申告控等において、「内国消費税等税率」欄に分数表示を行うため、「/」（スラッシュ）を出力するよう変更する。

4. リリース予定日

平成26年03月16日

サービス開始予定日

平成26年04月01日